

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当） (06-6208-9285)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	土地区画整理事業施行区域内における建築許可
概要	土地区画整理事業の施行地区内において事業の施行の障害となるおそれがある、土地の形質の変更、建築物の新築、改築又は増築、移動の容易でない物件の設置または堆積を行う場合は、あらかじめ市長の許可を得なければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第76条 土地区画整理法施行令第70条 土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の許可申請手続きについて https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004811.html
審査基準	（許可対象） 土地区画整理事業施行区域内において事業の施行に障害となるおそれがある行為や建築物・工作物の新築、改築、増築等を行う場合 （手続きの流れ） 建築確認申請に先立ち申請書を提出し、市長の許可を受けていただくこととなります。 ○あらかじめ土地区画整理事業施行者より、区域境界明示と土地区画整理法第76条第2項の規定による施行者の意見を取得してください。 ○「土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の許可申請手続について」を参照のうえ申請書を作成してください。 事業施行上の支障がなければ許可します。
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当）
提出時期	随時
提出方法	土地区画整理法第76条の1項の規定による許可申請書、許可申請整理カード及び添付書類を計画調整局開発調整部開発誘導課にご提出ください。
手数料	なし
相談窓口	各区画整理事業所、計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004811.html
備考	